

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1. 趣旨

本要領は、工事現場における熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を試行するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、受注者から希望があったものを対象とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 主たる工種が屋内作業である工事
- (2) 単価契約による工事
- (3) 営繕工事

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をさす。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間（測量や看板の設置など）、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

4. 実施方法について

(1) 対象工事の明示

発注者は、特記仕様書により本要領の対象工事であることを明示する。

(2) 真夏日の計測方法

受注者は、本試行の適用を希望する場合は、気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し、現場着手前に監督員に提出する。また施工計画書の計測方法に基づき、休工日を除き、下記①～③のいずれかに該当した場合を真夏日として計上する。

ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度以上の場合

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度以上の場合

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度以上、又はWBGTが25度以上の場合、真夏日とする。

(3) 真夏日の算出方法

受注者は、上記(2)により、真夏日を算出し、以下の式により真夏日率を算出するものとする。なお、休工日は真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率}^{*1} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}^{*2}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工事の始期は現場着手日、工事の終期は現場作業終了日とする。ただし、契約変更手続き上、現場作業終了日までを対象期間とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を現場作業終了日とみなす。

(4) 計測結果の報告

受注者は、上記(2)の計測結果の資料、及び上記(3)の真夏日率の算出結果とその根拠となる資料を作成し、監督員に提出するものとする。

5. 積算方法

別紙1による。

6. その他

(1) 工事成績評定において、本試行を適用したことによる評価は行わない。

(2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

この要領は、令和 3年 7月20日から適用する。

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、変更契約において行うものとし、真夏日率に応じて真夏日補正値を算出する。

$$\text{真夏日補正値 (\%)}^{*1} = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}^{*2}$$

※1 真夏日補正値 (%) は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日補正係数：1.2

(2) 現場管理費

現場管理費の補正方法は工事毎に定める。

○土木工事の場合

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値^{*3})

※3 「真夏日補正値」は「補正値」に加算する。ただし、「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」と「真夏日補正値」の合計は最高2%とする。

なお、施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

○空港工事の場合

(「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事)

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値^{*4})

※4 「真夏日補正値」は「補正値」に加算する。ただし、「施工時期、工事期間等による補正」と「真夏日補正値」の合計は最高2%とする(「施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」は別途加算)。

○港湾工事及び漁港工事の場合

(「港湾請負工事積算基準」または「漁港漁場関係工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事)

対象純工事費 × (現場管理費率 + 補正値 + 補正率^{*5})

※5 「真夏日補正値」は「補正率」に加算する。ただし、「施工時期、工事期間等による補正」と「真夏日補正値」の合計は最高2%とする。